

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬011
- (2) 請負の表示 XEVO TQ-XSシステム 米国ウォーターズテクノロジー社製 年間保守
1式(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 請負場所 大阪大学薬学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係
電話 06-6879-8151
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年3月28日(金) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

請負の表示 XEVO TQ-XS システム 米国ウォーターズテクノロジー社製 年間保守 1式

1. 本仕様書は、大阪大学薬学研究科に設置の上記装置（以下「装置」という。）を常時正常な状態で稼働し得るよう、当該装置に障害が生じた場合には、迅速に修理等の復旧作業を行うことを目的とする。
2. 保守期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
3. 保守要領
 - (1) 受注者は、保守開始時に定期保守点検訪問を実施し、以後は当該装置に障害が生じた場合、本学からの要請により速やかに技術者を派遣し、修理等の復旧作業を行うものとする。
 - ① 保守対象

ア) Xevo TQ-XS	シリアル番号：WBA0346
イ) ACQ BIO QUATERNARY SOLVNT MG	シリアル番号：E17BQM946M
ウ) ACQ BIO SAMPLE MANAGER-FTN	シリアル番号：D17BDI866M
エ) ACQUITY eLambda DETECTOR	シリアル番号：F17UPL167A
オ) ACQUITY H-Class Col Mgr-Acti	シリアル番号：E17CMP821G
カ) MassLynx Software 1 Year Plan	シリアル番号：MS7BA01596
キ) N2 SUPPLIER 12EC	シリアル番号：772410617
 - ② 保守範囲
 - ア) 保証期間に発生する全ての修理費用。
 - イ) 定期保守点検訪問2回（イオン源洗浄、保守部品交換含む）
 - ウ) 予め定められた保守部品代金（定期保守点検訪問時）
 - エ) 定期保守点検および修理訪問時の技術料、輸送搬送費、出張基本料、宿泊費及び交通費
 - ③ 保守範囲外
 - ア) 消耗部品
 - イ) コンピューター本体及び周辺装置
 - ウ) 火災、天災による修復および移転・撤去に伴う作業
 - エ) 定期保守点検訪問時以外のイオン源洗浄
 - (2) 保守実施上、疑義が生じたときは、本学職員と協議するものとする。
 - (3) 保守報告は、保守の都度、保守報告書によりこれを行うものとする。
4. その他詳細については、発注者・受注者の協議により行うものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬011

請負の表示 : XEVO TQ-XSシステム 米国ウォーターズテクノロジーズ社製 年間保守 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請負契約書(案)

請負の表示 XEVO TQ-XS システム 米国ウォーターズテクノロジーズ社製 年間保守 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科において行うものとする。

第5条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、契約開始後前払いするものとし、適法な請求書受領後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合に記載する。)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡 印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。